

テナント営業に係る個別条件

病院内コインランドリー（洗濯機、乾燥機）営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。

② 営業時間

利用時間を午前7時開始として、終了時間は洗濯及び乾燥が午後9時までに終了できる時間で設定すること。（タイマー等により、21時から翌朝7時まで使用できない（動作しない）ようにすること。）

(2) 営業内容

① 洗濯対象品目

入院患者の着衣及びタオル類の洗濯と乾燥を対象とすること。

② 使用料金

地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

ア 洗濯機、乾燥機とも洗濯物4～5kgの容量を1工程で処理できること。

イ 現金とカードの使用ができること。（カードの販売と精算が可能なこと。）

ウ 定期的に清掃を行い、不衛生にならないこと。

エ 故障時等に迅速に対応できるよう、対策を講じること。

オ 営業開始に際しては、損害賠償保険に加入すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。

計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業許可期間

営業期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。